

○立川市特別職報酬等審議会条例

昭和39年7月6日条例第9号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の報酬等並びに市長、副市長及び教育長の給料等の額について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項本文の規定により、立川市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数について審議会の意見を聴くことができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、市内の公共的団体等の代表者その他市内に住所を有する者のうちから、必要のつど市長が任命する。

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

第6条 削除

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月11日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月26日条例第17号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月8日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月21日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。